髙和果公報

発 行 高 知 県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 **発 行 日** 毎週 2 回

目 次

告 示 ○保安林の指定施業要件の変更予定に係 る通知の掲示(4件) (治山林道課) ○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課) ○漁船損害等補償法による付保義務消滅(") ○公有水面埋立てのしゅん功認可 (漁港漁場課) ○国十調査の成果の認証 (用地対策課) 3 ○高知県収入証紙売りさばき人の代表者 の職名の変更の届出 (会計管理課) 公 告 ○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課) ○県営土地改良事業の計画の定め (") ○都市計画の変更の図書の縦覧 (都市計画課) 落札公告 ○落札者等の公告 (2件) (警察本部会 計課)

高知県告示第39号

平成26年2月高知県告示第72号で告示した指定施業要件の変更 予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林 法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定 施業要件を変更する予定の通知の内容を関係市役所及び町村役場 に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成27年1月30日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所 広島市安佐北区倉掛二丁目5番29号

イ 氏名

米澤 善脩

- (2)ア 登記簿記載の住所 室戸市元235番屋敷
 - イ 氏名 松崎 兼
- (3)ア 登記簿記載の住所

記載なし

- イ 氏名
 - 小尻 源吾
- (4)ア 登記簿記載の住所 記載なし
 - イ 氏名

尾原 庄吾

- (5)ア 登記簿記載の住所 記載なし
 - イ 氏名

浜口 寅太郎

- (6)ア 登記簿記載の住所 東京都足立区西伊興三丁目14番23号
 - イ 氏名

西村 公記

- (7)ア 登記簿記載の住所 大阪市此花区西島町九丁目1番地
 - イ 氏名

町田 繁郷

- (8)ア 登記簿記載の住所 吾川郡三瀬村勝賀瀬
 - イ 氏名

弘田 浦次

- (9)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町勝賀瀬1862番地
 - イ 氏名

弘田 敬子

- (10)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町3388番地
 - イ 氏名

弘田 克己

- (11)ア 登記簿記載の住所 兵庫県尼崎市次屋一丁目3番40号
 - イ 氏名

下本 重信

- (12)ア 登記簿記載の住所
 - 吾川郡池川町十居甲1044番地8
 - イ 氏名

小林 照

- (13)ア 登記簿記載の住所
 - 吾川郡池川町十居甲1044番地8
 - イ 氏名

小林 由希

(14)ア 登記簿記載の住所

吾川郡池川町十居甲1044番地8

イ 氏名

小林 史身

- (15)ア 登記簿記載の住所 高知市百石町三丁目20番 6 号
 - イ 氏名

西森 広蔵

- (16)ア 登記簿記載の住所
 - 吾川郡池川町大野299番地
 - イ 氏名

大久保 聡子

(17)ア 登記簿記載の住所

広島市南区宇品海岸一丁目12番32-301号

イ 氏名

安部 潤子

(18)ア 登記簿記載の住所

土佐郡大川村朝谷121番地

イ 氏名

藤野 日出男

(19)ア 登記簿記載の住所

高岡郡佐川町東組351番地

イ 氏名

日浦 岩雄

(20)ア 登記簿記載の住所

吾川郡吾川村大尾117番地

イ 氏名

高橋 正明

(21)ア 登記簿記載の住所

吾川郡いの町上八川村甲4579番地

イ 氏名

村岡 一男

(22)ア 登記簿記載の住所

高知市塩屋崎町二丁目9番10号

イ 氏名

森岡 正男

(23)ア 登記簿記載の住所

香川県高松市中野町28番16-205号

イ 氏名

古味 由子

(24)ア 登記簿記載の住所

高岡郡越知町野老山4326番地

イ 氏名

山内 芳子

(25)ア 登記簿記載の住所

高岡郡越知町越知甲1738番地6

イ 氏名

Γ目 9 番10号

账

山内 伸二

(26)ア 登記簿記載の住所 吾川郡仁淀村川渡440番地 2

イ 氏名

掛水 広清

(27)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町加茂1513番地

イ 氏名

掛水 花美

(28)ア 登記簿記載の住所 記載なし

イ 氏名

掛水 林弥

(29)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村川渡3057番地

イ 氏名

佃 健幸

(30)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村川渡3049番地

イ 氏名

佃 利見

(31)ア 登記簿記載の住所 中村市大橋通六丁目 4番25号

イ 氏名 今城 守

(32)ア 登記簿記載の住所 中村市大橋通六丁目4番25号

> イ 氏名 今城 梨恵子

(33)ア 登記簿記載の住所

宿毛市平田町戸内841番地8 イ 氏名

堀川 小矢香

(34)ア 登記簿記載の住所 高知市朝倉丁1670番地71

イ 氏名

森 建一

- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保 安林として指定された目的

次に掲げる告示(国有林に係るものを除く。)で定めると ころによる。

平成9年5月農林水産省告示第726号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・

期間及び樹種について

高知県告示第40号

平成26年3月高知県告示第138号で告示した指定施業要件の変 更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森 林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指 定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係市役所及び町役場 に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成27年1月30日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所 南国市桑ノ川326番地

イ 氏名

門田 絹子

(2)ア 登記簿記載の住所 南国市中ノ川 9番地

イ 氏名

和田 薫

(3)ア 登記簿記載の住所 長岡郡上倉村黒滝224番地

イ 氏名

吉川 弥久喜

(4)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町626番地

イ 氏名

小野 喬秀

(5)ア 登記簿記載の住所 京都府長岡京市緑が丘20番13号

イ 氏名

和田 康雄

(6)ア 登記簿記載の住所 安芸郡東洋町野根

イ 氏名

和泉 辰治

(7)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町十居甲680番地

イ 氏名

小野 永永

(8)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町土居甲941番地

イ 氏名

片岡 敬方

(9)ア 登記簿記載の住所 吾川郡清水村下分1400番地

イ 氏名

川村 豊太郎

(10)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村西川 2 番屋敷

イ 氏名

川村 源太郎

(11)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村甲7318番地

イ 氏名

大久保 里美

(12)ア 登記簿記載の住所 愛媛県新居浜市田所町6番114号

イ 氏名

川村 広文

(13)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村別枝1402番地

イ 氏名

藤崎 緑

(14)ア 登記簿記載の住所 高岡郡檮原村初瀬1845番地

イ 氏名

松本 文馬

(15)ア 登記簿記載の住所 高知市介良乙1141番地1

イ 氏名

前田 広見

(16)ア 登記簿記載の住所 高知市介良乙1141番地1

イ 氏名

前田 庸見

- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保 安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。 平成9年4月農林水産省告示第503号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

高知県告示第41号

平成26年3月高知県告示第139号で告示した指定施業要件の変 更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森 林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指 定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十市役所及び土佐 町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成27年1月30日

高知県知事 尾崎 正直

2

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所 十佐郡十佐町田井2304番地

イ 氏名

小笠原 義貞

(2)ア 登記簿記載の住所

広島県呉市宮原三丁目8番31-302号

イ 氏名

梶本 須寿子

(3)ア 登記簿記載の住所 高知市長浜4567番地3

イ 氏名

沖本 恭一

- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保 安林として指定された目的

次に掲げる告示(重要流域(平成12年2月農林水産省告示 第283号で指定された重要流域をいう。)に係るもの(国有 林に係るものを除く。)に限る。)で定めるところによる。

平成9年4月農林水産省告示第504号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

高知県告示第42号

平成26年3月高知県告示第140号で告示した指定施業要件の変 更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森 林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指 定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十市役所及び檮原 町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成27年1月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所 長崎県佐世保市平瀬町官有無番地

イ 氏名

山崎 浩

(2)ア 登記簿記載の住所 高岡郡檮原町梼原東969番地

イ 氏名

上田 竹吉

- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保 安林として指定された目的

次に掲げる告示(重要流域(平成12年2月農林水産省告示 第283号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限 る。) で定めるところによる。 平成9年11月農林水産省告示第1657号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

高知県告示第43号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成27年1月30日

高知県知事 尾﨑 正直

奈半利町加入区

高知県告示第44号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により平成23年2月高知県告示第46号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成27年1月29日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年1月30日

高知県知事 尾﨑 正直

奈半利町加入区

高知県告示第45号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により次のとおりしゅん功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、宿毛市役所に備え置き、この告示の日から起算して10年間閲覧に供する。

平成27年1月30日

高知県知事 尾﨑 正直

1 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名又は名称 高知市丸ノ内一丁目 2番20号

高知県(高知県知事 尾﨑 正直)

- 2 埋立区域
- (1) 位置

宿毛市小筑紫町小筑紫字内蕨山503番4地先の公有水面

(2) 区域

次の各点を順次に直線で結んだ線及び点8と点1とを結ぶ 平成18年秋分の日の満潮位(DLプラス2.08メートル)にお ける公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

点 1 土佐長崎鼻燈台 (北緯32度53分42秒・東経132度42 分18秒) から150度05分04秒1,642.273メートルの地点

点 2 点 1 から45度50分14秒3.517メートルの地点

点3 点2から48度32分28秒5.232メートルの地点

点 4 点 3 から51度20分19秒5.233メートルの地点

- 点 5 点 4 から54度01分33秒5.233メートルの地点
- 点 6 点 5 から56度36分38秒5.235メートルの地点
- 点7 点6から59度17分19秒0.939メートルの地点
- 点8 点7から83度59分10秒8.222メートルの地点
- (3) 面積

72.95平方メートル

3 埋立地の用途

県道安満地福良用地

4 免許年月日及び免許番号 平成22年10月20日

高知県指令22高漁港第232号

5 しゅん功認可年月日

平成27年1月8日

高知県告示第46号

吾川郡いの町清水下分の一部地区及び高岡郡日高村沖名の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成27年1月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査を行った者の名称
- (1) いの町
- (2) 日高村
- 2 調査を行った地域及び時期
- (1) 吾川郡いの町清水下分の一部 平成23年度及び平成24年度
- (2) 高岡郡日高村沖名の一部 平成22年度から平成24年度まで
- 3 成果の名称
- (1) いの町地籍図及び地籍簿
- (2) 日高村地籍図及び地籍簿
- 4 認証年月日

平成27年1月30日

高知県告示第47号

高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第8条の規定により売りさばき人の代表者の職名の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成27年1月30日

高知県知事 尾﨑 正直

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者 の職名及び氏名

(変更前) 高知市知寄町一丁目5番1号

三建設計有限会社

取締役 公文 宏

账

(変更後) 高知市知寄町一丁目5番1号 三建設計有限会社 代表取締役 公文 宏

2 変更年月日

平成26年11月16日

十地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定によ り、安芸市赤野土地改良区から次のとおり退任した役員の届出が あった。

平成27年1月30日

高知県知事 尾﨑 正直 所

役名 氏 名 住 監事 村岡 勸 安芸市赤野乙1472

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定によ り、県営土地改良事業(四万十1期地区農村地域防災減災事業 (用水施設)) の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧 に供する。

平成27年1月30日

高知県知事 尾崎 下直

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
- 平成27年1月30日から同年3月2日まで
- 3 縦覧場所 四万十市役所
- 4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了 後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをす ることができる。

······

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準 用する同法第20条第1項の規定により宿毛市から都市計画の変更 の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準 用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写し を公衆の縦覧に供する。

平成27年1月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類 宿毛都市計画道路(7・6・5号桜町沖須賀線)
- 2 縦覧場所

高知県土木部都市計画課及び宿毛市役所

落 札 公 告 _____

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令(平成7年政令第372号)第11条及び高知県特定調達契約事 務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定によ り、次のとおり落札者等について公告する。

平成27年1月30日

高知県警察本部長 國枝 治男

- 1 随意契約に係る借入物品の名称及び数量 I C免許証記載事項追記装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目 4-30
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成26年12月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 NECキャピタルソリューション株式会社四国支店 香川県 高松市中野町29番2号
- 5 随意契約に係る契約金額 月額 2,163,240円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約によることとした理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1 項第8号に該当するため

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及 び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125 号) 第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告す

平成27年1月30日

高知県警察本部長 國枝 治男

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 運転者管理システム修正委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目 4-30
- 3 落札者を決定した日 平成26年11月28日
- 4 落札者の氏名及び住所 日本電気株式会社高知支店 高知市本町四丁目2番52号
- 5 落札金額 31,689,360円

- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日 平成26年10月17日